

〇つくば市入札参加者選定等取扱要綱

平成12年5月30日

告示第80号

改正	平成12年12月4日告示第171号	平成14年11月29日告示第217号
	平成15年4月10日告示第95号	平成15年6月27日告示第155号
	平成17年4月7日告示第99号	平成19年3月29日告示第131号
	平成22年3月30日告示第147号	平成23年3月30日告示第137号
	平成23年8月30日告示第366号	平成24年2月17日告示第69号
	平成24年8月27日告示第426号	平成24年12月28日告示第767号
	平成25年4月1日告示第237号	平成30年10月1日告示第1089号
	令和元年12月16日告示第569号	

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 建設工事

第1節 一般競争入札（第3条—第9条）

第2節 指名競争入札（第10条—第23条）

第3節 特定建設工事共同企業体（第24条—第31条）

第4節 随意契約（第32条）

第3章 業務等（第32条の2—第41条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、つくば市契約規則（平成9年つくば市規則第70号。以下「規則」という。）第2条第2項、第20条第2項、第23条第2項及び第60条の規定に基づき、建設工事の請負その他の契約に係る入札の参加申請手続、参加者の資格、指名基準その他入札参加者の選定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平23告示366・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項の建設工事をいう。
- (2) 測量・建設コンサルタント等業務 測量業務、建設工事の設計監理業務、補償調査業務又は地質調査業務をいう。
- (3) 施設管理等業務 施設の清掃、警備等業務又は機械設備の保守業務をいう。
- (4) 物品等調達 物品等を買入れ、製造の上供給させ、若しくは借入れ、又は労力を調達する業務をいう。
- (5) 業務等 測量・建設コンサルタント等業務、施設管理等業務、物品等調達その他建設工事以外の業務をいう。
- (6) 特定建設工事共同企業体 建設工事ごとに複数の建設業者が共同で受注し、及び施工することを目的として形成する事業組織体をいう。
- (7) 特定業務共同企業体 業務等ごとに複数の業者が共同で受注し、及び業務を履行することを目的として形成する事業組織体をいう。

(平14告示217・平23告示366・令元告示569・一部改正)

第2章 建設工事

第1節 一般競争入札

(一般競争入札)

第3条 予定価格が規則第26条に規定する随意契約をすることができる金額を超える場合は、一般競争入札により契約を締結するものとする。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条又は第167条の2の規定により指名競争入札又は随意契約によることができる場合は、この限りでない。

(平25告示237・全改)

(一般競争入札の発注方法等)

第4条 一般競争入札の発注方法は、原則として建設工事及びそれに附帯する工事を一括して発注するものとする。ただし、建設工事の種類又は工程若しくは工期に応じ、建設工事を分離し、又は分割して発注することができる。

2 一般競争入札の発注形態は、単体入札方式若しくは特定建設工事共同企業体入札方式又はこれらの混合入札方式によるものとする。

(一般競争入札の参加資格)

第5条 令第167条の4第1項及び規則第2条第1項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加することができない。

- (1) 営業に関し必要な許可、認可等を受けていない者
- (2) 市税、都道府県税、所得税、法人税及び消費税を完納していない者
- (3) 経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に規定する審査をいう。）を受けていない者

2 前項に規定するもののほか、一般競争入札の参加者の資格（以下「参加資格」という。）については、規則第5条の規定による告示（以下「入札の告示」という。）で定める。

(平23告示366・平25告示237・一部改正)

(参加資格の設定手続)

第5条の2 主管課長は、一般競争入札により建設工事を発注しようとする場合において、前条第2項に規定する参加資格を定めるときは、一般競争入札参加資格設定伺（様式第1号）を作成し、総務部契約検査課長（以下「契約検査課長」という。）を経てつくば市入札審査委員会（以下「委員会」という。）に提出するものとする。

2 契約検査課長は、前項の規定により主管課長から一般競争入札参加資格設定伺が提出されたときは、これを委員会の審査に付するものとする。

3 委員会は、第1項の規定により提出された一般競争入札参加資格設定伺につい

て審査し、適当と認めるときは認定の旨を、適当でないときとは不認定の旨及び理由を、それぞれ委員長が当該一般競争入札参加資格設定伺に記載するものとする。

4 契約検査課長は、委員会の審査が完了したときは、遅滞なく当該一般競争入札参加資格設定伺を主管課長に返付するものとする。

(平24告示426・追加、平25告示237・一部改正)

第5条の3 主管課長は、委員会の審査により適当と認められた一般競争入札参加資格設定伺については、上司に回付し、その決裁を受けるものとする。

(平24告示426・追加)

第5条の4 一般競争入札参加資格設定伺の決裁権者は、委員会の審査の結果を尊重して参加資格を決定しなければならない。

(平24告示426・追加)

(一般競争入札の参加申請)

第6条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札の告示で定める期間に、一般競争入札参加申請書(様式第1号の2)を市長に提出するものとする。ただし、電子的方式による入札の場合は、入札の告示で定めるところにより、電子入札システムの入力画面上において一般競争入札参加申請書を作成し、送信することにより、当該入札の参加申請をすることができる。

(平14告示217・平23告示366・平24告示426・一部改正)

(参加資格の審査)

第7条 市長は、一般競争入札を執行し、落札候補者が決定したときは、当該落札候補者に次に掲げる書類を提出させ、令第167条の4第1項及び規則第2条第1項に規定する参加資格並びに入札の告示で定める参加資格について審査を行うものとする。

(1) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

(2) 主任(監理)技術者配置予定表(様式第2号)

(3) 施工実績調書（様式第3号）

(4) 前3号に定めるもののほか、入札の告示で定めるもの

2 前項に規定する審査（以下「事後審査」という。）の結果、当該落札候補者に参加資格がないと認めるときは、一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（平23告示366・全改）

（設計図書の間覧又は貸与）

第8条 一般競争入札に参加しようとする者は、その設計図書の間覧し、又はその貸与を受けることができる。

（平23告示366・一部改正）

（審査後の参加資格の欠如）

第9条 市長は、事後審査の結果、参加資格があると認めた場合において、その者が、契約締結のための手続中に、参加資格を欠いたときは、その者との契約を締結しないものとする。

（平23告示366・全改）

第2節 指名競争入札

（指名競争入札の参加資格）

第10条 第5条第1項の規定は、指名競争入札の参加資格について準用する。この場合において、「第167条の4第1項及び規則第2条第1項」とあるのは「第167条の11第1項及び規則第20条第1項」と読み替えるものとする。

（指名競争入札の資格審査の申請）

第11条 指名競争入札の参加資格の認定の審査（以下「資格審査」という。）を受けようとする者は、別に定めるところにより、一般（指名）競争入札参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）に資格審査に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、電子的方式による申請（以下「電子申請」という。）の場合は、別に定めるところにより、電子申請のシステムの入力画面

上において資格審査申請書を作成し、資格審査に必要な電子データを添えて送信することにより提出することができる。

(平14告示217・平17告示99・令元告示569・一部改正)

(資格審査の実施時期)

第12条 資格審査は、定期資格審査及び中間資格審査とする。

2 定期資格審査は、4年ごとの定期に行う。

3 中間資格審査は、定期資格審査の実施後において、2月（定期資格審査を行う年を除く。）、6月、8月、10月及び12月に行うものとする。

4 前条本文の規定にかかわらず、6月、10月及び12月に行う中間資格審査の申請は、電子申請に限るものとする。

(令元告示569・一部改正)

(資格審査申請書の提出期間)

第13条 資格審査申請書の提出期間は、次のとおりとする。

(1) 定期資格審査 当該審査を実施する年の2月1日から同月末日まで

(2) 中間資格審査 当該審査を実施する月のうち5日から7日までの範囲内で別に定める期間

2 前項の規定にかかわらず、市長は、資格審査を受けようとする者が災害その他特別の理由により同項の提出期間に資格審査申請書を提出することができなかつたと認めるときは、同項の提出期間後においても、資格審査申請書を受けることができる。

(平14告示217・令元告示569・一部改正)

(資格審査の審査事項)

第14条 資格審査における審査事項は、次のとおりとする。

(1) 令第167条の11第1項、規則第20条第1項及び第10条に規定する指名競争入札の参加資格の適否

(2) 建設工事にあつては、次条に規定する等級への格付け

(格付け)

第15条 市長は、建設工事に係る入札に参加しようとする者について、その者の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の建設工事の種類ごとの区分における総合評定値及び次の各号に掲げる数値の合計値を基に、格付けの基準となる点数（以下「格付基準点」という。）を定め、別表第1左欄に掲げる建設工事の種類ごとに、同表中欄の格付基準点の区分に応じ、同表右欄の等級のいずれかに格付けを行うものとする。

(1) 定期資格審査を受ける日の属する年度及びその前3年度にその者がつくば市から受注した工事に係る建設工事の種類ごとの工事成績（つくば市工事成績評定要領による工事成績評定表の評定点合計の数値をいう。以下同じ。）の平均値をXとし、当該期間における全受注者の建設工事の種類ごとの工事成績の平均値をYとし、次の算式により得た数値又は30のいずれか低い数値。ただし、XがYを超える場合に限る。

$$(X-Y) \times (1 + \text{当該期間における受注件数} \times 0.5)$$

(2) 市長が別に定める基準により適用する数値

2 前項の規定による格付けは、第17条第1項に規定する有資格者名簿の作成の日又は同条第2項に規定する有資格者名簿への追加登録の日から適用し、同条第3項に規定する参加資格の効力を有する期間内まで適用する。

3 第1項第2号の別に定める基準により適用する数値に関する手続については、別に定める。

(平23告示366・全改、令元告示569・一部改正)

(指名競争入札の参加資格の否認の通知)

第16条 市長は、資格審査をした場合において、当該申請者が指名競争入札の参加資格を欠くことにより、その認定をしないときは、その旨を文書により当該申請者に通知するものとする。

(入札参加有資格者名簿の作成等)

第17条 市長は、定期資格審査を実施した年の6月1日に、指名競争入札の参加資格を認定した者（以下「有資格業者」という。）を登載した入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）を作成するものとする。

2 市長は、中間資格審査に係る有資格業者にあっては、中間資格審査を実施した月の翌々月の1日に有資格者名簿に追加して登載するものとする。

3 有資格業者の指名競争入札の参加資格は、有資格者名簿に登載された日から次の定期資格審査に係る有資格者名簿を作成する日の前日まで効力を有するものとする。

4 有資格者名簿は、総務部契約検査課において一般の閲覧に供するものとする。

（平12告示171・平14告示217・平15告示155・平19告示131・平22告示147・令元告示569・一部改正）

（変更の届出）

第18条 有資格業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、それを証する文書を添えて、速やかにその旨を市長に届け出るものとする。ただし、第11条ただし書の規定に基づき、電子申請により資格審査の申請をした有資格業者については、別に定めるところにより、電子申請のシステムの入力画面上において変更のあった事項を入力し、それを証する電子データを添えて送信することにより届け出ることができる。

(1) 営業に関し必要な許可、認可等の更新又はその内容の変更があったとき。

(2) 商号又は名称に変更があったとき。

(3) 代表者又は代理人に変更があったとき。

(4) 所在地（営業所及び代理人の事務所の所在地を含む。）に変更があったとき。

(5) 代表者の印鑑（印鑑登録がされているものに限る。）に変更があったとき。

(6) 使用印鑑に変更があったとき。

(7) その他市長が必要と認める事項に変更があったとき。

（令元告示569・一部改正）

(指名競争入札の参加資格の承継の申請)

第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、指名競争入札の参加資格の承継の申請をすることができる。

- (1) 有資格業者である個人事業者が死亡した場合における当該個人事業者の相続人
- (2) 有資格業者である個人事業者が法人を設立した場合における当該法人
- (3) 有資格業者である法人が合併した場合における合併後存続する法人又は合併により設立した法人
- (4) 有資格業者である法人が当該営業を承継させる分割をした場合における分割により当該営業を承継した法人
- (5) 有資格業者である個人事業者又は法人が営業譲渡を行った場合における営業譲渡を受けた個人又は法人

2 指名競争入札の参加資格の承継の申請をしようとする者は、一般（指名）競争入札参加資格承継審査申請書に当該承継の審査に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(令元告示569・追加)

(指名競争入札の参加資格の承継の否認の通知)

第18条の3 市長は、指名競争入札の参加資格の承継の審査をした場合において、その認定をしないときは、その旨を文書により当該申請者に通知するものとする。

(令元告示569・追加)

(指名競争入札参加者の指名基準)

第19条 建設工事に係る指名競争入札の参加者を指名する場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 有資格者名簿に登載された有資格業者を参加者とする事。
- (2) 別表第2左欄に掲げる建設工事の種類ごとに、同表中欄の予定価格の区分に応じた同表右欄の等級に格付けられた者を参加者とする事。ただし、特別な

技術等を有するとき、その他特別の理由があるときは、当該等級に格付けられた以外の者を参加者とすることができる。

(3) 参加者の数は、別表第3に定める予定価格の区分に応じた数であること。ただし、建設工事の性質、内容等により参加者の数がこれに満たない場合は、この限りでない。

(4) 1指名審査期日において、5件を超える指名競争入札の参加者とししないこと。

(5) 住所又は本店、支店若しくは営業所の所在地及びつくば市内の工事实績等から見て、当該地域における建設工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該建設工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できると認められること。

(6) つくば市から受注した建設工事の成績（以下「工事成績」という。）が優良であること。

(7) 当該建設工事施工についての技術的適正に関し、次の事項を総合的に勘案すること。

ア 当該建設工事と同種の工事について相当の施工実績があること。

イ 当該建設工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の施工実績があること。

ウ 発注予定工事種別に応じ、当該建設工事を施工するために必要な有資格技術職員が確保できると認められること。

(8) 安全管理の状況が優良であること。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、その者を指名競争入札の参加者として指名しないものとする。

(1) つくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成6年つくば市告示第15号）の規定に基づく指名停止期間中であるとき。

(2) つくば市が発注する請負契約に関し、次のいずれかに該当し、当該状態が継続していることから受注者として不適當であると認められるとき。

ア 請負契約に基づく工事関係者に関する措置要求に受注者が従わないとき。

イ 受注者の下請契約関係について、一括下請け、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制その他不適切な事実あることが行政機関等の通報等により明らかであるとき。

ウ その他請負契約の履行が不誠実であるとき。

(3) 暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として警察から公共工事に係る排除要請がある場合等であって、明らかに受注者として不相当であると認められるとき。

(4) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であるとき。

(5) 工事成績が著しく不良である状態が連続しているとき。

(6) つくば市の発注した手持ち建設工事（審査期日において現に請負契約（一般競争入札又は指名競争入札の方法によるものに限る。）が締結されている工事で完成検査が完了していないものをいう。）が3件以上あるとき。

（平14告示217・平22告示147・平23告示137・平23告示366・平24告示426・令元告示569・一部改正）

（指名業者の選定手続）

第20条 主管課長は、指名競争入札に付する工事を発注しようとするときは、前条に規定する指名基準に基づき、当該入札の参加者として指名する者（以下「指名業者」という。）について指名業者選定伺（様式第5号）を作成し、契約検査課長を経て委員会に提出するものとする。

2 契約検査課長は、前項の規定により主管課長から指名業者選定伺が提出されたときは、これに指名業者審査表（様式第6号）を添えて委員会の審査に付するものとする。

3 委員会は、第1項の規定により提出された指名業者選定伺に係る指名業者について審査し、適当と認めるときは認定の旨を、適当でないときとは不認定

の旨及び理由を、それぞれ委員長が当該指名業者選定伺に記載するものとする。

4 契約検査課長は、委員会の審査が完了したときは、遅滞なく当該指名業者選定伺を主管課長に返付するものとする。

(平14告示217・全改、平15告示155・平19告示131・平22告示147・平24告示426・一部改正)

第21条 主管課長は、委員会の審査により適当と認められた指名業者に係る指名業者選定伺については、上司に回付し、その決裁を受けるものとする。

2 主管課長は、委員会の審査により不相当と認定された指名業者の存する指名業者選定伺については、委員会の意見に配慮してこれを補正し、上司に回付し、その決裁を受けるものとする。

(平14告示217・全改)

第21条の2 指名業者選定の決裁権者は、委員会の審査の結果を尊重して指名業者を決定しなければならない。

(平14告示217・追加)

(指名競争入札参加者の指名通知)

第22条 規則第24条の指名競争入札参加者の指名通知は、指名競争入札通知書(様式第7号)により行うものとする。

(競争入札参加者の指名の取消し等)

第23条 市長は、前条の規定により指名通知を受けた者が令第167条の11第1項、規則第20条第1項の規定に該当するときは、その者に対する指名競争入札参加者の指名を取り消し、又はその者の指名競争入札の参加資格の認定を取り消して有資格業者名簿の登録を抹消するものとする。

第3節 特定建設工事共同企業体

(特定建設工事共同企業体)

第24条 市長は、大規模で高度な技術を要する建設工事について円滑かつ確実な施工を図る必要があると認めるときは、当該工事を特定建設工事共同企業体(以

下「共同企業体」という。)に発注することができる。

(対象工事)

第25条 共同企業体に対して発注することができる建設工事は、予定価格が5,000万円以上の工事とする。ただし、市長が共同企業体による発注が必要と認めるものについては、この限りでない。

(平14告示217・平23告示366・一部改正)

(共同企業体の要件)

第26条 共同企業体は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 構成員の数は、2又は3であること。ただし、当該建設工種の工種が多種にわたる場合において共同施工に支障がないと市長が認めるときは、4又は5とすることができること。
- (2) 工事の施工に当たって各構成員が資本、技術及び材料等を提供し、実質的な施工能力が増大するものであること。
- (3) 運営形態は、構成員が一体となって施工する方式であること。
- (4) 構成員の出資比率の下限は、2者の場合は100分の30、3者の場合は100分の20、4者の場合は100分の15、5者の場合は100分の10とすること。
- (5) 構成員の代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

(令元告示569・一部改正)

(共同企業体の構成員の要件)

第27条 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 有資格者名簿に登録された有資格業者であること。
- (2) 当該建設工事に対応する建設業法による許可業種について、当該許可後の営業年数が3年以上であること。
- (3) 当該建設工事に対応する建設業法による許可業種に係る国家資格を有する監理技術者又は主任技術者を有し、当該建設工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場ごとに専任で配置することができること。

(4) 入札の告示で定める条件

2 建設工事の入札について、共同企業体の構成員となって参加した者は、当該入札に係る他の共同企業体の構成員となることができない。

(平23告示366・一部改正)

第28条及び第29条 削除

(平23告示366)

(共同企業体の入札参加申請)

第30条 共同企業体を結成して入札に参加しようとする者は、入札の告示で定める期間までに、特定建設工事共同企業体入札参加申請書（様式第10号）に特定建設工事共同企業体協定書を添えて、市長に提出するものとする。

(平23告示366・平24告示69・一部改正)

(共同企業体編成表)

第31条 共同企業体の代表者は、建設工事を受注したときは、遅滞なく特定建設工事共同企業体編成表（様式第11号）を市長に提出するものとする。

(平23告示366・一部改正)

第4節 随意契約

(随意契約への準用)

第32条 第19条（第1項第2号から第4号まで及び第2項第6号を除く。以下この条において同じ。）の規定は、随意契約の際の契約の相手方の選定について準用する。ただし、令第167条の2第1項第2号から第9号までの規定により随意契約をしようとする場合において、契約の性質又は目的により第19条の規定により難しいときは、この限りでない。

(平17告示99・平23告示366・一部改正)

第3章 業務等

(平23告示366・令元告示569・改称)

(建設工事に関する規定の準用)

第32条の2 第3条から第9条まで（第4条第1項、第5条第1項第3号並びに第7条第1項第1号及び第2号を除く。）の規定は、業務等の契約に係る一般競争入札に準用する。この場合において、第4条第2項中「特定建設工事共同企業体入札方式」とあるのは「特定業務共同企業体入札方式」と、第5条の2第1項中「建設工事」とあるのは「業務等」と、「（様式第1号）」とあるのは「（様式第12号）」と、第6条中「（様式第1号の2）」とあるのは「（様式第12号の2）」と、第7条第1項第3号中「施工実績調書（様式第3号）」とあるのは「契約実績調書（様式第12号の3）」と、第7条第2項中「（様式第4号）」とあるのは「（様式第13号）」と読み替えるものとする。

（平23告示366・追加、平24告示69・平24告示426・一部改正、平24告示767・旧第32条の2繰下・一部改正、平25告示237・旧第32条の3繰上・一部改正、令元告示569・一部改正）

（指名競争入札の参加者の資格）

第33条 第5条第1項第1号及び第2号の規定は、業務等に係る指名競争入札の参加者の資格について準用する。この場合において、「第167条の4第1項及び規則第2条第1項」とあるのは「第167条の11第1項及び規則第20条第1項」と読み替えるものとする。

（平23告示366・一部改正）

（指名競争入札の参加申請等等）

第34条 第11条から第13条まで、第14条（第2号を除く。）及び第16条から第18条の3までの規定は、業務等に係る指名競争入札の参加申請、資格審査、有資格者名簿の作成等について準用する。

（平23告示366・令元告示569・一部改正）

（指名競争入札参加者の指名基準）

第35条 業務等に係る指名競争入札の参加者の数は、別表第4に定める予定価格に応じた数とする。ただし、業務等の性質、内容等により参加者の数がこれに満

たない場合は、この限りでない。

2 第19条（第1項第2号から第4号まで及び第2項第6号を除く。）の規定は、業務等に係る指名競争入札の参加者を指名する場合の基準について準用する。

（平14告示217・平23告示366・令元告示569・一部改正）

（指名競争入札の指名選定手続及び指名取消し等）

第36条 第20条から第23条までの規定は、業務等に係る指名競争入札の参加者の選定手続及び入札参加資格の取消し等について準用する。この場合において、第20条第2項中「これに指名業者審査表（様式第6号）を添えて」とあるのは、「これを」と読み替えるものとする。

（平23告示366・令元告示569・一部改正）

（特定業務共同企業体への発注）

第37条 市長は、一般競争入札により発注する業務等について、その規模及び技術的特性等を勘案し、当該業務等を確実に履行するために必要であると認めるときは、当該業務等を特定業務共同企業体に発注することができる。

（平23告示366・追加、令元告示569・一部改正）

（特定業務共同企業体の要件）

第38条 特定業務共同企業体は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 構成員の数は、2又は3であること。
- (2) 各構成員は、業務の履行に当たり、資本を提供し合うものとする。
- (3) 各構成員の出資比率の下限は、構成員の数が、2の場合は100分の30、3の場合は100分の20とすること。
- (4) 構成員の代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

（平23告示366・追加、令元告示569・一部改正）

（特定業務共同企業体の構成員の要件）

第39条 第27条第1項（第2号及び第3号を除く。）及び第2項の規定は、特定

業務共同企業体の構成員の要件について準用する。

(平23告示366・追加)

(特定業務共同企業体の入札参加申請)

第40条 第30条の規定は、特定業務共同企業体の入札参加申請について準用する。

この場合において、同条中「(様式第10号)」とあるのは、「(様式第14号)」と読み替えるものとする。

(平23告示366・追加)

(随意契約への準用)

第41条 第32条の規定は、業務等に係る随意契約の際の契約の相手方の選定について準用する。

(平23告示366・旧第37条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成12年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に、つくば市工事請負等契約事務取扱規程(平成9年つくば市訓令第6号)の規定に基づき行われた手続その他の行為は、この告示の規定に基づき行われた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成12年告示第171号)

この告示は、平成13年1月1日から施行する。

附 則(平成14年告示第217号)

この告示は、平成14年12月1日から施行する。

附 則(平成15年告示第95号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成15年告示第155号)

この告示は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成17年告示第99号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成19年告示第131号）抄

（施行期日）

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年告示第147号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第137号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第366号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第19条第1項第2号及び第3号並びに第35条第1項の規定は、平成23年9月1日以後に行う指名競争入札から適用し、同日前に行う指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則（平成24年告示第69号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成24年告示第426号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条及び第32条の2の規定並びに別表第2については、平成24年9月1日以後に開催する委員会に諮る入札案件から適用するものとし、同日前に開催する委員会に諮る入札案件については、なお従前の例による。

附 則（平成24年告示第767号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第32条の2及び第32条の3の規定は、平成25年1月1日以後に開催するつくば市入札審査委員会（以下「委員会」という。）に諮る入札案件について適用し、同日前に開催する委員会に諮る入札案件については、なお従前の例による。

附 則（平成25年告示第237号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第32条の2において準用する第3条の規定は、平成25年4月1日以後に開催するつくば市入札審査委員会（以下「委員会」という。）に諮る入札案件について適用し、同日前に開催する委員会に諮る入札案件については、なお従前の例による。

附 則（平成30年告示第1089号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和元年12月16日告示第569号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。ただし、第12条第2項及び第3項の改正規定及び同条に1項を加える改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(定期資格審査の実施時期の特例)

- 2 第12条第2項の改正規定の施行の日以後最初に行われる定期資格審査についてのこの告示による改正後のつくば市入札参加者選定等取扱要綱第12条第2項の規定の適用については、同項中「4年」とあるのは、「3年」とする。